

議案第 4 2 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 3 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所においても指定介護予防支援事業所の指定を受けることができるようになることを踏まえ、指定居宅介護支援事業者の指定等と指定介護予防支援事業者の指定等の同時申請に係る審査手数料及び本市の区域外に所在する指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定等の申請を行う場合は審査手数料を徴収しないことを定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 14 の 11 の項中「申請」の次に「(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)」を加え、同項を同表の 13 の項とし、同表の 10 の項中「申請」の次に「(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)」を加え、同項を同表の 12 の項とし、同表中 9 の項を 11 の項とし、8 の項を 10 の項とし、7 の項を 8 の項とし、同項の次に次のように加える。

9	法第 79 条の 2 第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新に係る申請及び法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)を同時に行う場合(これらのサービスを同一の事業所において提供する場限る。)におけるこれらの申請に対する審査	1 件	10,000 円
---	---	-----	----------

別表第 14 の 6 の項の次に次のように加える。

7	法第 79 条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請及び法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)を同時に行う場合(これらのサービスを同一の事業所において提供する場限る。)におけるこれらの申請に対する審査	1 件	35,000 円
---	--	-----	----------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(調整規定)

2 この条例及び羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例(令和 6 年羽曳野市条例第 4 号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第 14(第 2 条関係) 介護保険法関係				別表第 14(第 2 条関係) 介護保険法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1～6 省略				1～6 省略			
7	<u>法第 79 条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請及び法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)</u> を同時に行う場合(これらのサービスを同一の事業所において提供する場合に限る。)におけるこれらの申請に対する審査	1 件	35,000 円				
8 省略				7 省略			
9	<u>法第 79 条の 2 第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新に係る申請及び法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)</u> を同時に行う場合(これらのサービスを同一の事業所において提供する場合に限る。)におけるこれらの申請に対する審査	1 件	10,000 円				
10 省略				8 省略			
11 省略				9 省略			
12	<u>法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)</u> に対する審査	1 件	30,000 円	10	法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申請に対する審査	1 件	30,000 円
13	<u>法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条</u>	1 件	10,000 円	11	<u>法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の</u>	1 件	30,000 円

	の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査				2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請に対する審査		
--	--	--	--	--	---	--	--

別表第 15・別表第 16 省略

別表第 15・別表第 16 省略